



## 社会保障・税一体改革 年金分野の到達点と課題

2010年から検討されてきた社会保障・税一体改革は、当初取り上げられた課題が、将来の検討課題、「社会保障制度改革国民会議」に検討をゆだねる課題、法案化した課題に振り分けられた。

提出された15法案（子ども子育て支援3、年金・医療等5、雇用関係3、障害者施策1、税制2、特例公債1）は、2012年の第180、181国会で審議され、民自公の協議により内容や法形式を一部修正のうえ衆議院解散当日の議決を含めてすべて可決された。このうち、年金分野は次のような到達点となった。

### 社会保障・税一体改革（年金分野）の経緯

#### 社会保障・税一体改革大綱 (2月17日閣議決定)

##### ○「法案を提出する」または「法案提出を検討する」とされた事項

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・物価スライド特例分の解消
- ・低所得者等への年金加算
- ・高所得者の年金給付の見直し
- ・受給資格期間の短縮
- ・産休期間中の保険料負担免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大
- ・被用者年金の一元化

##### ○「引き続き検討する」とされた事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げの検討

#### 国年法等改正法案 (2月10日提出)

- ・交付国債の発行による24年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

修正

#### 継続審議のうえ成立 (11月16日)

#### 国年法等改正法案 (7月31日案中修正)

- ・年金特例公債(つなぎ国債)による24・25年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

#### 年金機能強化法案 (3月30日提出)

- ・低所得者等への年金額の加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・交付国債の償還

代替措置

#### 年金生活者給付金法案 (7月31日提出)

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付

削除

- ・消費税込による基礎年金国庫負担2分の1の恒久化(平成26年度～)
- ・受給資格期間の短縮(25年→10年)
- ・産休期間中の社会保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者に対する厚生年金適用拡大

一部修正

#### 年金機能強化法成立 (8月10日)

#### 被用者年金一元化法成立 (8月10日)

- 年金機能強化法附則に記載の検討事項
  - ・高所得者による老齢基礎年金の支給停止
  - ・国民年金の第1号被保険者に対する出産前6週間及び出産後8週間に係る国民年金の納付義務の免除

#### 被用者年金一元化法案 (4月13日提出)

- ・厚生年金と共済年金の一元化

#### ○一体改革大綱記載の検討事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げの検討

### 年金額切り下げ

物価スライド特例の解消は、第181国会に継続審議となったため、当初の「12年10月0.9%、13年4月0.8%、14年4月0.8%」削減というスケジュールが間に合わず、「13年10月1%、14年4月1%、15年4月0.5%」に変更して実施されることとなった（厚生・共済年金は受給者の履歴によっては既に本来水準で計算されていることがあるので、全員が削減されるわけではない）。

自治退は、年金は生計費と連動すべきことから本来水準と実支給額の差を解消するための物価スライド特例の解消自体はやむを得ないとしつつ、国会の全会派一致でこの措置をとってきた意味を尊重して、額の切り下げではなく物価上昇時に吸収すべきことを主張してきた。切り下げはすべての年金受給者に影響するが、特に国民年金のみで生活を支えている受給者への打撃は大きい。

年金額はこのほか、毎年の消費者物価の変動とリンクするので仮に前年の物価が下落すればその年の年金額は上記に加えて下がる。2013年の年金額は12年の消費者物価指数が発表される1月25日（予定）に公表される。

加えて、物価スライド特例が2015年に解消されると、16年からはそれまで凍結されていた「マクロ経済スライド」が発動され、現行制度であれば「物価上昇から0.9%割り引いた年金上昇（名目年金額は維持）」となる。さらに引き続き検討とされている「マクロ経済スライドの検討」では物価下落時にも一定期間は毎年0.9%ずつ基礎年金を含めて年金額を切り下げることとされており、年金生活者としては認めがたい。

### 年金生活者給付金

当初法案では低所得者に対し年金額の加算をしようとしていた。自治退は低所得者への支援策は不可欠としつつ、防貧のための社会保険である公的年金に救貧のための社会扶助の機能を持たせるべきでないことを指摘して、この案を批判してきた。結果的には三党協議でこの給付を年金とは別の福祉的給付として単独の法律で定め、消費増税施行日（2014年4月3%、15年10月2%）にあわせて施行（15年10月）することとなった。

住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入とその他所得の合計が老齢基礎年金満額（2015年度で77万円）以下である者に月額

5,000円（納付済期間が少なければそれに応じて減額）給付する内容。年金ではなくなったとはいえ、年金事務所が事務処理をする。なにより、無年金高齢者と年金年齢に達していない低所得者は支給対象と同じ生活条件であるにもかかわらず給付が設計されておらず、法の下での平等が問われる。

### 受給資格期間の短縮

年金の受給資格期間はこれまで満期40年特例25年以上とされてきたが、今次改定で10年に短縮された。自治退は、任意加入の外国と違い強制加入公的年金の日本では意味のある年金額を得るために40年間の被保険者期間と保険料を設定していることから、期間短縮をすれば10年で保険料支払いをやめて10年/40年で四分の一の低年金者になる者を多数生み出しかねないことを指摘して批判してきた。

### 短時間労働者に対する厚生年金適用拡大

日本の企業は人件費負担を免れるために短時間労働者の比率を高め、これを社会保険に加入させないよう工作してきた。この結果すでに我が国の労働者の三分の一以上が非正規労働者で、その多くが社会保険に加入しておらず医療保険は国保に、年金は国民年金のみとなっている。この労働者が高齢期を迎えたとき厚生年金の支えない大団体の生活保障は貯金かそれがなければ生活保護しかないことになる。人を雇ったら社会保険に加入させることは社会の安定のための最低限の責務であり、これを回避すれば「タダ乗り」になる。

法案は「現行週30時間以上の就労者となっている対象者を20時間以上とし、月額賃金7.8万円以上・勤務1年以上、従業員501人以上

とすることで約45万人を対象とする」としていたが、自公の意見により月額賃金を8.8万円以上とするなどに修正され、対象を25万人に縮小して可決された。自治退は「厚生年金については全被用者の事業主負担分徴収、一定額以下の賃金しか得られない短時間労働者は本人負担分を徴収せず、年金は事業主負担分のみ二分の一」とするドイツの僅少労働年金を参考とする制度創設を主張している。

### 被用者年金一元化

被用者年金一元化は、廃案となった自公政権時の法案とほぼ同じ形で8月に可決された。

これに伴い廃止される職域部分とそれに代わる年金型退職給付に関する法案が提出され、国家公務員の退職手当削減法案とともに11月16日に可決された。

職域部分の廃止と新たな制度への切り替えは法施行後の裁定請求者のみに影響し、既裁定者の年金給付に影響はない。ただし、既裁定受給者が死亡して遺族年金を請求する時は新旧制度の組み合わせで決定され、旧制度のみより減額される。

### 新年金制度

政府が具体案を示すことなく主張し続けてきた「税による最低保障年金」と「全国民を対象とする所得比例年金」を内容とする新年金制度は社会保障制度改革国民会議に付託された。

国民会議は11月30日に発足したが、その議論に注目しながら問題のある内容が強行されないよう自治退の主張反映に努める必要がある。（これを批判する自治退の考え方は自治退ニュース247号参照）

## 第46回衆議院選挙、自治労推薦候補を中心に支持強化を

11月16日に衆議院が解散され12月16日投票で第46回衆議院選挙が実施される。

この選挙は自治退会員の生活に直結するとともに、自治労が取り組む公共サービスの再生と強化にも大きな影響を持つ。

自治労は解散・総選挙が決まった時点で、次のような考え方を示した。

「民主党政権の下で前進した自治体財政確保、地域自治拡充、公務員労働者の権利拡大法案の提出、所得再分配機能の強化をめざす社会保障制度と税制の方向性などは基本的に支持できるが、普天間基地移設、大飯原発再稼働など自治労の政策と相容れないものもあった。

ねじれ国会による野党の抵抗により、政策実現は道半ばであり、今後も積極的に政治に働きかける。

公共サービスを敵視し、労働者の権利否定・格差を拡大するグループに政治をゆだねることはできない。公共の役割と勤労者の生活改善を重視する政治家と連携する。脱原発・再生可能エネルギー社会への移行を図る。民主党には成熟した党運営と国民に支持された2009年夏の原点に返って選挙をたたかうよう求める。

自治労は推薦候補、志を同じくする候補の必勝に向けて取り組む。」

自治退も基本的にこの考え方を共有して、自治労と連携して取り組む。自治労が推薦を決定した候補は次の通り（追加推薦もありうる）。

＜組織内協力候補（10人 前職8人、新人2人）＞

逢坂 誠二（おおさか せいじ）	民主党公認	北海道8区	前職
吉泉 秀男（よしひづみ ひでお）	社民党公認	山形3区	前職
森本 哲生（もりもと てつお）	民主党公認	三重4区	前職
吉川 政重（よしかわ まさしげ）	民主党公認	奈良3区	前職
横畑 和幸（よこはた かずゆき）	民主党公認	兵庫3区	新人
小室 寿明（こむろ ひさあき）	民主党公認	島根1区	前職
米田 晴彦（まいだ はるひこ）	社民党公認	香川3区	新人
仙谷 由人（せんごく よしと）	民主党公認	徳島1区	前職
藤田 一枝（ふじた かずえ）	民主党公認	福岡3区	前職
皆吉 稲生（みなよし いなお）	民主党公認	鹿児島4区	前職

＜協力候補（4人 前職4人）＞

仲野 博子（なかの ひろこ）	民主党公認	北海道7区	前職
若井 康彦（わかい やすひこ）	民主党公認	千葉13区	前職
高井 美穂（たかい みほ）	民主党公認	徳島2区	前職
照屋 寛徳（てるや かんとく）	社民党公認	沖縄2区	前職

人と人が  
支え合う  
社会を

ともに  
「あいくみ」

（ブログ更新中！）

あいはらくみこ 検索

**参議院議員 あいはらくみこ**

1947年北海道生まれ。北海学園大学卒業後、民間企業で勤務。86年札幌市非常勤職員。01年北海道本部副執行委員長、03年自治労中央執行委員。07年第21回参議院議員選挙全国比例区で当選。現在内閣委員長、共生地域調査会

自治退は第41回総会(大阪)において「あいはらくみこ」さんを推せん決定しています。

**自治退がおすすめる**  
ケガ/賠償責任/携行品損害を補償

**安心総合共済**

ただいま新規募集中です！

保険期間：2013年3月20日午後4時～2014年3月20日午後4時

- 年齢制限なし会員なら誰でも加入できます
- 個人型、夫婦型より契約タイプを選択  
※傷害天災補償ありタイプもあります。
- ケガ通院でも1日目からも補償
- ケガ(死亡・入院・手術・通院保険金)と賠償責任と自宅外の携行品を補償
- 1月末日まで受け付けています
- 加入方法→郵便局またはゆうちょ銀行より振込み

詳細については各退職者会もしくは取扱代理店(株)自治労サービス  
**03-3239-5880**までお問い合わせください

「安心総合共済」は、東京海上日動火災保険株式会社の団体総合生活保険のペットネームです。ご加入にあたっては必ずパンフレット、重要事項説明書をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には代理店までお問い合わせください。  
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社（担当課）広域法人部法人第2課  
住所：東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4151 2012年9月作成 12-T-05712